

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 選挙管理委員会告示

・選挙を行うべき事由の発生

所管課(室)名

選挙管理委員会書記室

選挙管理委員会告示

長崎県選挙管理委員会告示第3号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第113条第1項の規定による衆議院小選挙区選出議員補欠選挙(長崎県第三区)を行うべき事由が、令和6年1月24日に発生した。

令和6年1月26日

長崎県選挙管理委員会
委員長 渡邊 敏則

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八九五) 二二一四一

印刷所
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田宏
弥ト